# 貝塚市避難行動要支援者支援プラン

令 和 ６年 ４月 改 定

（平成23年3月作成）

貝　塚　市

# 目　次


**第１章　基本的な考え方**

１　趣旨 …… 1
２　位置づけ …… 2
３　避難行動要支援者支援プランの対象となる避難行動要支援者 … 2

**第２章　避難行動要支援者支援の体制と役割**

１　官民協働による要支援者の避難支援 …… 4
２　避難行動要支援者支援に関する役割 …… 4

**第３章　避難行動要支援者情報の把握・共有**

１　避難行動要支援者名簿の作成 …… 9

**第４章　個別避難計画の作成**

１　個別避難計画作成の目的 …… 11
２　個別避難計画の作成 …… 11
３　個別避難計画の記載事項 …… 11
４　個別避難計画の共有・管理 …… 11
５　個別避難計画の作成支援 …… 11
６　個別避難計画情報の適正管理 …… 12

**第５章　情報伝達体制の整備**

１　避難行動要支援者への情報伝達 …… 13
２　避難行動要支援者の避難支援方法等の普及 …… 14
３　避難支援訓練の実施 …… 14
４　安否確認の実施 …… 14

**第６章　避難所における支援**

１　避難誘導の手段・経路 …… 15
２　避難所の種類 …… 15
３　避難所等における支援 …… 16
４　福祉避難所 …… 17

**第７章　今後にむけて**

１　避難行動要支援者が参加した地域防災訓練の実施 …… 19
２　避難行動要支援者に対する意識の高揚 …… 19
３　施設入所・通所者への対応の検討 …… 19

# 第１章　基本的な考え方

## １　趣旨

近年、全国的に多発する自然災害における犠牲者の多くは高齢者や障害者であり、自力で避難することが困難な高齢者や障害者といった避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題となっています。災害による被害を未然に防止するには、日頃の対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

本市では、これまで高齢者や障害者等のいわゆる災害時要援護者の避難支援対策について、『貝塚市災害時要援護者避難支援計画』を作成し、災害発生時における自助、共助、公助の役割を明らかにしながら要援護者情報の収集と共有や支援内容などについての考え方・手順などを示し、進めてまいりました。

しかしながら、東日本大震災及びその後も頻発する自然災害において、高齢者等への被害が多く集中し、避難の実効性の確保が課題とされたことから令和３年５月には「災害対策基本法」が改正され、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」についても改定がされたことで、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、改正法施行後からおおむね５年程度で作成に取り組むことが示されました。

こうした状況を踏まえ、本市は風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」から「貝塚市避難行動要支援者支援プラン」と名称も新たに改定しました。

本プランは、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「貝塚市地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時に自らの身は自らで守る「自助」、地域（近隣）住民による支援「共助」を基本とし、行政支援等の「公助」を併せ、それぞれの役割分担と一層の連携により、避難行動要支援者支援の総合的な支援対策を講ずるための指針とします。

イメージ図

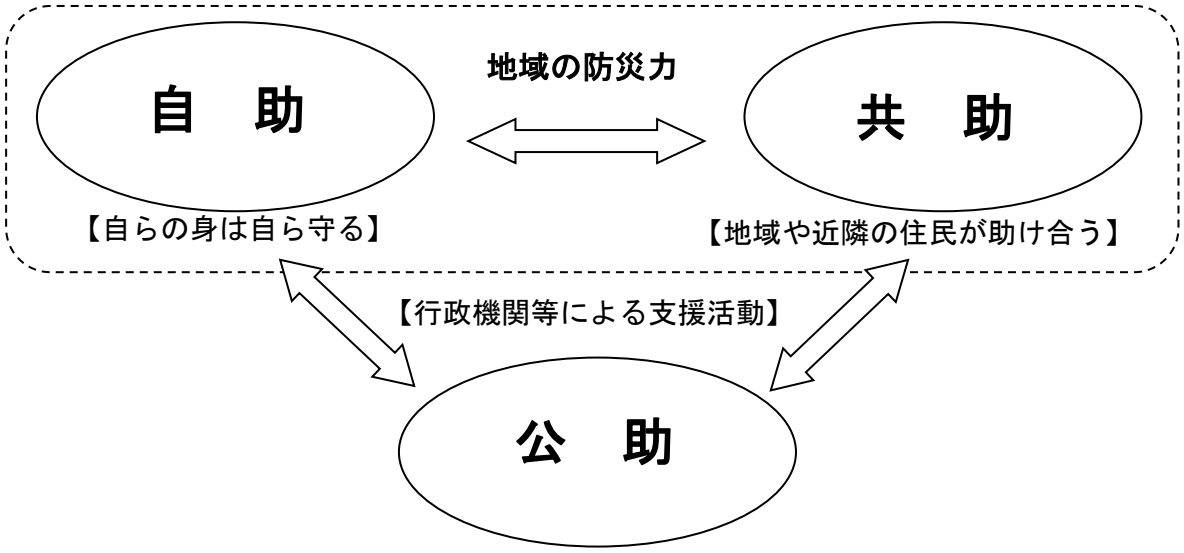


## 2　位置づけ

避難行動要支援者支援プランは、「貝塚市地域防災計画」中の避難行動要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化するものです。

また、避難行動要支援者の避難支援対策の整備を推進するため、「貝塚市地域福祉計画」をはじめ、「貝塚市障害者計画」、「貝塚市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の施策や方針等との整合を図り、作成するものです。

## 3　避難行動要支援者支援プランの対象となる避難行動要支援者

＜対象者＞

避難行動要支援者支援プランの対象者とは、貝塚市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

ア　要介護認定結果が要介護３以上の者
イ　身体障害者手帳１級又は２級を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
ウ　療育手帳Ａを所持する者
エ　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者
オ　その他、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を必要とする者

●用語の説明

【避難行動要支援者】

　要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

【避難支援者】

　町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、地域住民等の避難を支援する者をいう。

【避難支援等関係者】

　町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、社会福祉協議会、事業所等で避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

## 第２章　避難行動要支援者支援の体制と役割

### １　官民協働による要支援者の避難支援

災害に対する取組みは、「自らの身の安全は、自らが守る。」、「自らの地域は、自らで守る。」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。本プランは、官民が協働して高齢者や障害のある人など避難にあたって優先的に支援が必要となる人の名簿を作成・共有し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこの避難所等へ避難させるかなど、具体的な避難支援の仕組みづくりを目指します。

こうした取組みを通じて地域で日頃からの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、町会・自治会、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみの取組みが望まれます。

避難行動要支援者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

### ２　避難行動要支援者支援に関する役割

#### （１）市の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりです。

①防災担当部門

平常時には、自主防災組織をはじめとした内外の組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、防災関係の講座や説明会等の開催により、地域における連携強化を支援し、災害時の避難支援に関する取組みの周知・広報に努めます。

災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難情報を発表・発令するとともに、安否確認情報の集約と避難行動要支援者支援に係る関係機関等との連絡調整を行います。また、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

②福祉担当部門

平常時には、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行います。日常業務を通じて避難行動要支援者名簿登録者や町会・自治会等の地域の避難支援者との関係づくりに努めます。災害発生時には、避難行動要支援者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

③保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、医師会等や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

④消防本部・消防団

消防本部及び消防団の任務は、地域を災害から守ることであり、地震・津波や風水害等の大規模災害時は消防・救助救援活動にあたります。

また、消防団は、発災予防や市民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の防災のリーダーとしての役割を果たします。

（２） 地域の主な避難支援者の役割

①町会・自治会

日頃から避難行動要支援者名簿登録者と避難支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを実施します。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員等と連携し、避難行動要支援者名簿登録者の見守り活動を行います。

災害発生時には自主防災組織と協力して、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

②自主防災組織

自主防災組織は、町会・自治会が中心となり、市民どうしの協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日頃から避難行動要支援者名簿登録者と避難支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町会・自治会と連携し実施します。

災害発生時には、避難情報を避難支援者に伝えるとともに町会・自治会や地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

③民生委員・児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて避難行動要支援者名簿登録者の見守りを行うとともに、町会・自治会や自主防災組織に協力します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員等に協力し、避難行動要支援者の相談に応じます。

④地区福祉委員会

地区内の市民福祉の向上を目的とする自主的な市民組織であることを生かし、小地域ネットワーク事業の実施等を通じて、日頃から地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

（３） 関係機関・団体の役割

①民生委員・児童委員協議会
　日頃からの声かけ、安否確認等を通じて避難行動要支援者名簿登録者の見守りを行うとともに、町会・自治会等に協力し地区福祉委員会、町会・自治会、自主防災組織など地域の関係団体との連携強化を進めます。

②社会福祉協議会
　日頃から地区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会などのさまざまな地域福祉関係団体の連携を支援します。
　災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備します。

③社会福祉施設・福祉サービス事業者
　社会福祉施設や福祉サービス事業者は、日頃から施設等利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努めます。
　また、行政からの要請に基づき災害発生時における避難行動要支援者の避難施設として体制を整え、可能な範囲で避難行動要支援者を受け入れるとともに、市や地域組織に協力し、避難行動要支援者等からの相談に対応します。

④地域包括支援センター・相談支援機関
　平常時から避難行動要支援者の避難支援に関する制度の周知を図るとともに、災害発生時においては避難行動要支援者に対する災害情報、避難情報の提供や避難生活における各種相談への対応、継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整などに努めます。

⑤保健所
　日常の業務から、災害時に支援が必要な難病患者等の把握を行うとともに、市が行う避難行動要支援者把握のための調査及び、個別避難計画作成に協力します。また、関係機関からの災害時の難病患者等への支援に関する相談に対応します。

⑥医療機関
　入院者や来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発生時においては負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努めます。

⑦ボランティア団体等
　社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者へさまざまな支援活動を行います。

## （４）避難行動要支援者自身の役割

災害時に避難行動要支援者の身を守り、円滑な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備えも必要となります。このため、避難行動要支援者やその家族等は、次にあげるような内容を参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう努めます。

### ①隣近所や地域の避難支援者等との関係づくり

最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくっておきます。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

### ②必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別避難計画を作成し、なるべく詳しく支援の必要な内容を町会・自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などの支援者に伝えるようにします。

### ③避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路を家族や避難支援者等とともに、事前に確認しておきます。

### ④非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

### ⑤災害に備えた備蓄

水は１人１日３リットルを目安として、最低３日間できれば１週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

また、缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を保存可能な期間に注意しながら１週間分を備蓄し、定期的に取り替えます。

⑥外出時の備え

外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

⑦住宅の安全対策

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などを考えます。また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

## 第３章　避難行動要支援者情報の把握・共有

### １　避難行動要支援者名簿の作成

#### （１）避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者に対して、地域の中で災害時等における支援を迅速に受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、市と地域で平常時から共有することにより、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

#### （２）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号・その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　その他の必要事項

#### （３）避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認と名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿の情報は、平常時から避難支援等関係者である町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員に提供され、共有されることで、いざという時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施することができます。

しかしながら、災害発生時には、避難支援者自身やその家族の安全が前提のため、避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。そのことについて市は、避難行動要支援者に対し、説明し、理解を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することについて同意確認を行います。

ただし、同意を得られない場合にあっても、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することがあります。

避難行動要支援者の情報提供

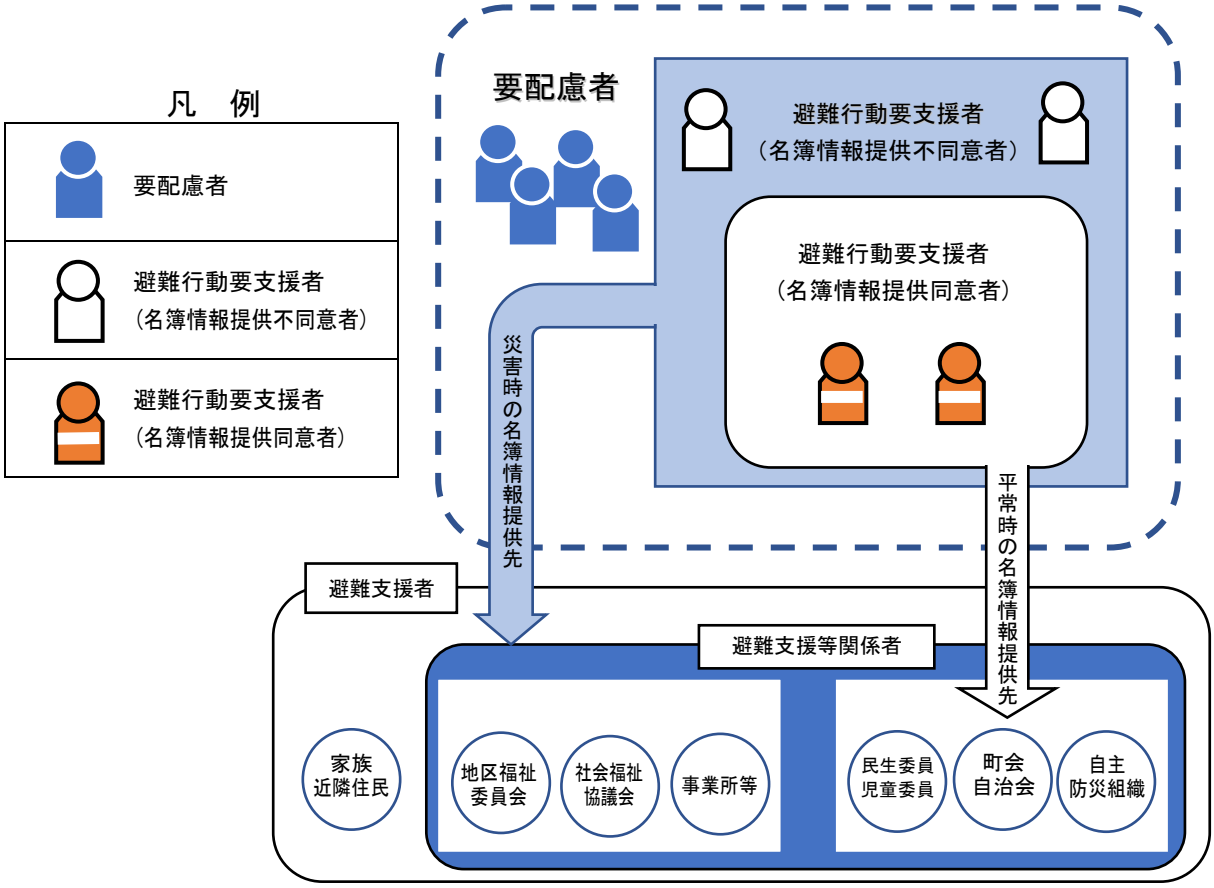


（４）避難行動要支援者名簿情報の適正管理

　避難行動要支援者名簿情報については、その提供を受けた者に対し、届出を求めるなど、当該個人情報の適切な管理を徹底します。

　避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者は、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

（５）避難行動要支援者名簿の更新

　避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、名簿情報を最新の状態に保つよう努めます。

# 第４章　個別避難計画の作成

## １　個別避難計画作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

災害発生時には、避難行動要支援者の状況によって、避難の要否を判断することとなり、避難所へ行かない場合もありますが、個別避難計画は、基本的に「避難支援を要する人」について、平常時から、いざという時のために事前把握をしておくことで、避難の支援、安否の確認など避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とします。

## ２　個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者名簿登録者について、同意が得られる場合は、個別避難計画の作成に努めます。

## ３　個別避難計画の記載事項

個別避難計画には次に掲げる事項を記載します。

ア　第３章１（２）アからカに掲げる事項
イ　避難支援者に関する情報
ウ　避難場所等
エ　その他の必要事項

## ４　個別避難計画の共有、管理

個別避難計画の原本は市が保管し、副本は本人及び各地域における避難支援等関係者との間で共有するものとします。

また、個別避難計画の内容については、市が定期的に確認します。内容に変更がある場合、保管する個別避難計画を修正するとともに、情報共有者の個別避難計画も修正された情報に更新します。

## 5　個別避難計画の作成支援

市は、個別避難計画の作成等にともなう避難行動要支援者や避難支援等関係者などからの相談等に応じるとともに、避難支援等関係者などと連携し、一人ひとりの個別避難計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ体制等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう支援を行います。

また、市は、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者などを拡大するための取組みを行います。その際、防災に直接関係する取組みだけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりなどを推進します。

## 6　個別避難計画情報の適正管理

個別避難計画情報については、その提供を受けた者に対し、届出を求めるなど、当該個人情報の適切な管理を徹底します。

個別避難計画情報の提供を受けた者は、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

# 第５章　情報伝達体制の整備

## １　避難行動要支援者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、エリアメール、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等の防災情報を提供します。また、発令された避難情報等が避難行動要支援者を含めた住民に届くよう、情報伝達体制の整備を推進します。

＜情報伝達手段＞

ア　防災行政無線による放送
イ　携帯メールサービス（大阪防災ネット、エリアメール）による配信
ウ　広報車による広報
エ　市ホームページ、Ｘ（旧 Twitter）、Facebook、LINE による広報

**避難行動要支援者への情報伝達（災害時）**

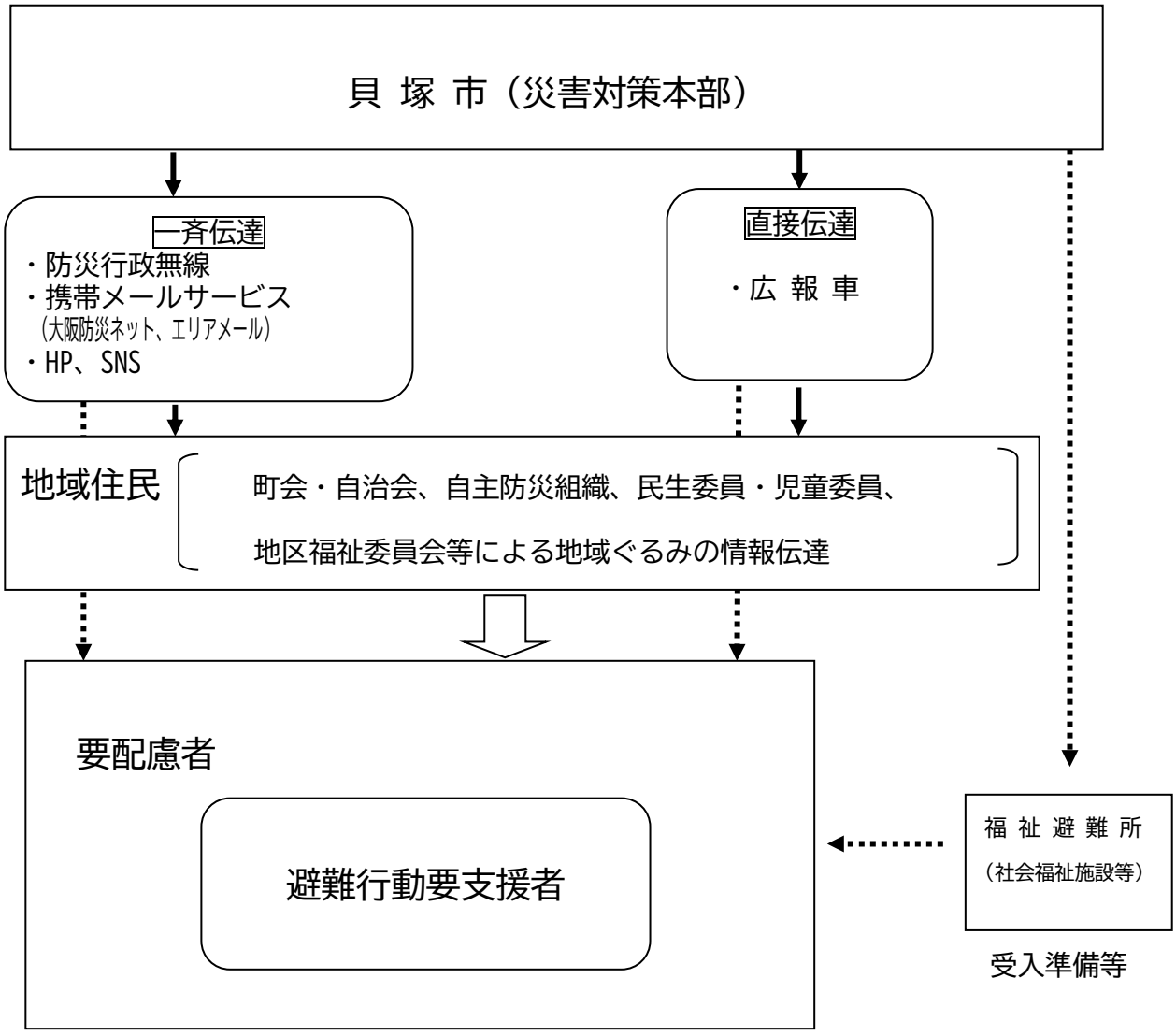

## ２　避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等、避難支援等関係者等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

## ３　避難支援訓練の実施

避難行動要支援者の避難支援に関係する機関等は、協力・連携し、各種訓練等において避難行動要支援者名簿登録者に対し避難支援訓練を実施します。避難支援訓練は、対象者の参加を促進する仕組みを工夫するなど、実効性のある取組みを実施するよう努めます。

## ４　安否確認の実施

### （１）基本的な考え方

市から避難情報が発表・発令された場合や地震・津波等が発生した場合、町会・自治会、自主防災組織等は「避難行動要支援者名簿」をもとに、避難支援者や避難行動要支援者への情報伝達を行います。

また、被害が拡大した際には、可能な範囲で安否確認を行い、避難行動要支援者の被災状況について速やかに市防災担当部門に連絡するものとし、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講じます。

### （２）安否確認体制の整備

町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、日頃からの見守り活動を通じて避難行動要支援者の所在や避難先となりうる場所などを把握し、地域における情報の集約を図り、市防災担当部門に情報を円滑に提供ができる体制を整えておく必要があります。また、避難支援者は、避難行動要支援者の安否について相互に協力して電話で確認するなど、実施可能な範囲内で情報を把握できるように努めます。

# 第６章　避難所における支援

## １　避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難情報を発表・発令した場合、避難行動要支援者については、個別避難計画に基づいて避難支援者と地域住民が連携して避難誘導を行います。

このため、平常時から町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、行政などの役割分担を明確にしながら連携して対応することが大切となります。

また、避難行動要支援者自身が、日頃から避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

## ２　避難所の種類

### （１）一時的な避難場所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、市が指定する一時避難場所や広域避難場所、避難所、福祉避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町会・自治会など地域で独自に決めた地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

### （２）避難所等（避難所補完施設・一時避難場所・広域避難場所を含む）

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校や公民館、公園・広場、その他の公共施設がこれにあたります。

### （３）福祉避難所

避難行動要支援者等が、一般の避難所や避難地で避難生活を行うことが困難であり、特別な配慮を必要とする場合に、市では老人福祉センター（多目的室）を指定福祉避難所として開設し、また、協定を締結した社会福祉施設等に必要時に開設してもらう福祉避難所があり、本人と介護者が避難生活を送ることができる二次的な避難施設としています。

### （４）医療機関・福祉施設

避難行動要支援者が、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスを必要とする場合は、一時的に医療機関への緊急入院や福祉施設への緊急入所を行います。

## ３　避難所等における支援

避難行動要支援者の特徴やニーズは対象者によって異なり、一律的なものではないことから、避難所等における支援対策においても環境整備が必要となります。

また、避難行動要支援者のニーズを把握するため、避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚障害や聴覚障害のある人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が必要です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などを行いながら、必要に応じて福祉避難所等への移送が必要となります。

### （１）相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市は、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために相談窓口を設け、民生委員・児童委員や地区福祉委員会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

### （２）情報提供

避難所では情報が不足することにより、避難行動要支援者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから、災害や避難生活に関わる情報を的確に提供する必要があります。

このため、市は情報提供にあたって、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話などさまざまな方法を用いて実施します。

また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、子どもから高齢者まで、誰もがわかりやすい表示に努めます。

### （３）福祉避難室の設置

避難行動要支援者が避難所での集団生活が困難である場合、応急的措置として避難行動要支援者のために指定避難所施設内の空き部屋等を活用して対応することに努めます。

### （４）福祉サービスの継続

避難行動要支援者は、避難所生活においても生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このため、市は関係機関や福祉施設・サービス事業所等と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

（５）こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）への進行が懸念されることから、市は、専門家の協力を得ながら避難行動要支援者等のこころのケアに向けた相談に努めます。

（６）健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など多くの人たちが出入りすることから、避難行動要支援者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策などの予防対策が大切です。このため、市は関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行います。

（７）避難所以外の避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者のなかには、他人との共同生活が難しいなどの理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人が出てくるものと予想されます。このため、市は関係団体・事業者等と連携し、こうした避難生活を送る避難行動要支援者の所在や支援ニーズを把握し、必要な情報提供や各種の調整を図るなど、適切な対応に努めます。

（８）福祉避難所・医療機関等への移送

市は、障害の重度化や合併症の予防等の観点から、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討します。

## ４　福祉避難所

（１）受入対象者と支援内容

指定福祉避難所の受入れ対象としている要配慮者や二次避難先として福祉避難所への避難が必要と認められた避難行動要支援者等と、本人を介助する家族（必要最少限の人数）が対象となります。

市は、福祉避難所の避難者に対して、情報伝達、相談対応、支援物資の提供などを行います。

（２）平常時および災害時の対応

＜平常時の対応＞

平常時においては、要配慮者や避難支援者など市民に対し、老人福祉センター（多目的室）が災害時の指定福祉避難所となることを広く周知に努めます。

＜災害発生時の対応＞

指定福祉避難所として指定されている施設〔老人福祉センター（多目的室）〕の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの状況を確認し、指定福祉避難所開設の判断を行います。

指定福祉避難所を開設するために、避難者受入れのためのスペースの確保、供与が可能な設備・備品・必要物資の準備など、支援体制を整備します。

また、必要が生じれば協定を締結した社会福祉施設等に福祉避難所を開設してもらうなどの調整を行います。

# 第７章　今後に向けて

## １　避難行動要支援者が支援を念頭に置いた地域防災訓練の実施

単なる避難訓練だけでなく、避難行動要支援者支援対策を念頭に置いた地域の防災訓練に対する支援・協力をおこない、避難行動要支援者本人や避難支援者、地域に対し、日頃から防災に対する意識啓発に努めます。

## ２　避難行動要支援者に対する意識の高揚

防災訓練やコスモス市民講座などの開催などにより、市民の避難行動要支援者への理解を深めます。また、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて柔軟な対応を心がけるものとします。

## ３　施設入所・通所者への対応の検討

災害時における施設入所・通所への対応について、福祉サービス事業者等に対し、災害時における避難行動要支援者への対応に関する研修や実践的な訓練の実施を働きかけます。また、各種福祉施設が定員を超過して避難行動要支援者を受け入れざるを得ない場合などに備え、福祉施設、福祉サービス事業者等との緊密な連絡体制を整備します。

また、大規模災害発生時等において、業務を中断させない、又は中断しても可能なかぎり短い期間で復旧させるため、福祉サービス事業者等で業務継続計画（BCP）を策定されていることから、実効性を保つために事業者への指導等を実施した際に、BCPの点検、見直しを促進します。

貝塚市避難行動要支援者支援プラン
令和６年４月
【改定】

**貝塚市**
避難行動要支援者支援プラン
〒597-8585　貝塚市畠中１丁目 17 番１号
電話（072）423-2151（代）